

川上北小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定
平成 30 年 2 月 23 日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

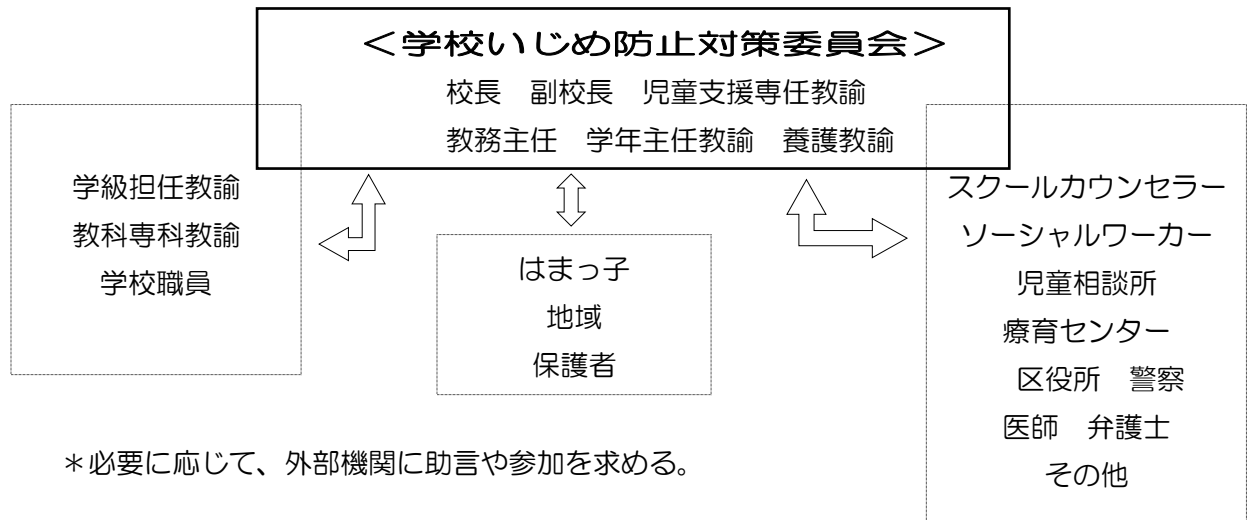
「いじめ」：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの【いじめ防止対策推進法第 2 条】

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- いじめは、どの集団、どの学校、どの子にも起こりうる最も身近で心外な人権侵害である。
- 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む。
- いじめのない学校の実現に向け、行政機関、保護者、地域などと相互の役割を確認し、協力し、連携をとりながら活動する。
- 子どもは自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員



(2) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を学校組織の中に位置づけ、月 1 回定期的に開催する。
- いじめの疑いがある段階で、定期開催を待たずに直ちに学校いじめ防止対策委員を招集し、「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

- 学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

- 学校いじめ防止対策委員会を月 1 回開催し、児童の様子を学年主任が報告し委員全体で情報を共有する。
- いじめの相談、通報の窓口を設置し学校だより等で児童や保護者に周知する。
- 年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画・運営をする。
- 基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針を見直す。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止及び早期発見

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本理念のもと、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないようにするためにチームで対応することを原則とする。

- 各教科・教科外指導において、学年に応じて「いじめ」「人権」について考える学習を入れ、年間を通して「自分も友達も大切にす」心の育成に努める。
- 川北ルールブックにおいて「いじめは絶対に許さない」という一人ひとりの決意を確認するとともに、「周囲のいじめに気づいたときはすぐに家の人や先生に相談する。」ことを明記する。
- 特活部と連携しながら児童会を中心に、児童が主体的にいじめ防止に向けての活動ができるように支援していく。
- いじめ防止・早期発見に向けたアンケートを6月・12月に行い、分析・対応を検討する。
- 未然防止・早期発見のための教職員研修を行い教職員の意識を高める。
- 学校ホームページや学校便りを通して、学校の取組を発信し保護者・地域とともに取り組むことができるようにしていく。
- 児童の人間関係において気になることがあったときは小さなことでも学年に相談し、学年を通して学校いじめ防止対策委員会でも情報を共有できるようにする。

(2) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教員で抱え込まず「学校いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに加害児童に対しては当該児童の人格の成長を主旨とする教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

- いじめの疑いがあった段階で、学校長は学校いじめ対策防止委員会を招集する。児童専任教諭を中心に情報を共有し、対応方針を決定し記録に残す等、組織的に対応する。
- 事実確認の方法、被害児童、加害児童、保護者への対応等を決定し役割を明確にして対応する。（被害児童については、事情や心情を被害児童の気持ちに寄り添って聴きとり、児童の状態にあわせて継続的にケアを行う。）加害児童については、事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切な指導をするとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- いじめの事実や再発防止に向けての具体的な取組について、対応の見通しについて全職員（学校いじめ防止対策委員会）で共通理解を図る。
- いじめの事実について、児童・保護者への報告を行う。
- 再発防止に向けて、必要に応じて、関係機関、専門機関との連携を図る。

(3) いじめの解消

〈いじめ解消の要件〉

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- 職員全体で登下校時や教室、専科での見守りを実施する。
- 心身の苦痛を感じていないかどうか保護者と連絡を取り合ったり児童と面談をしたりして確認する。

(4) 教職員の研修

- 年3回児童指導全体会（4月、5月、9月）、年2回人権研修を開催し全職員参加で行う。
- 夏季研修では、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる能力を高める研修、配慮を要する児童の理解、法の確実な運用を行うための研修などを行う。

(5) その他

- 「教育懇話会」や「学校・家庭・地域連携事業」において、いじめの問題や学校が抱えている課題や現状を保護者、地域と共有する。

(6) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	児童指導全体会① 人権研修会 学校いじめ防止対策委員会	入学式、懇談会、学年集会、 家庭訪問
5月	児童指導全体会② いじめ防止対策委員会	家庭訪問、学校説明会
6月	学校いじめ防止対策委員会 YP アセスメント実施 心のアンケート実施 学年・学級・専科経営案	学家地連
7月	学校いじめ防止対策委員会 名瀬中ブロック横浜子ども会議	個人面談
8月	学校いじめ防止対策委員会 夏季児童指導研修 名瀬中ブロック研修会 戸塚区横浜子ども会議	
9月	児童指導全体会③ 学校いじめ防止対策委員会	懇談会
10月	コンサルテーション 学校いじめ防止対策委員会	教育相談（子ども）
11月	人権朝会、人権講演会 学校いじめ防止対策委員会	人権週間
12月	いじめ解決一斉キャンペーン 心のアンケート実施 学校いじめ防止対策委員会	個人面談
1月	学校いじめ防止対策委員会 YP アセスメント実施	
2月	学校いじめ防止対策委員会 学校経営計画反省	懇談会 教育懇話会
3月	学校いじめ防止対策委員会	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。